令和４年度

島田市雇用対策協定に基づく事業計画

島　田　市

静岡労働局

目　　　次

第１　趣旨

第２　雇用施策の柱

　１　若年者の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　２　女性の就労機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　３　障害者の雇用対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

　４　高年齢者の雇用対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

　５　生活困窮者等の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　６　新たな外国人労働者の受け入れに向けた連携の強化・・・・・・・・６

　７　市内企業の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第３　雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標

第１　趣旨

　島田市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用・労働環境の改善に連携して強力に取り組むため、平成29年11月28日「島田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び島田公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが、密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「島田市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的に実施することにより、島田市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第２　雇用施策の柱

１　若年者の就労支援

近年、市では、大学進学等をきっかけとした若年者の転出超過がもっとも多く、高校生や大学生等に対する市内就職の促進が大変重要になっている。そこで、市は労働局と連携し、若年者に対する就職支援、市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等をすることにより、若年者に対する就職支援を実施する。

　(1) 大学生等の就職支援

　　島田市の若年者において、特に転出超過が多い首都圏および中京圏をターゲットに、ＵＩＪターン就職を促進する。また、県外へ進学している学生をもつ親に対してもアプローチしていく。

《市が実施する業務》

〇静岡県、静岡市及び近隣市と連携して、県外にいる地元出身学生及び県外出身学生を対象としたＵＩＪターン就職を支援する。

〇県内学生向けに、ハローワーク、商工会議所及び商工会等の各種団体と連携し、合同企業Webガイダンスを開催する。

《労働局が実施する業務》

〇ハローワークの持つ市内企業の求人情報を市や大学等へ提供する。

(2) 市内高校生の就職支援

　市内の高校生に地元企業の魅力や地元で働くことのよさを伝えることで、地元への定着を促す。また、進学し市外へ行く高校生に対しても、その後就職するときに島田市で就職する動機付けとなる取組を進める。

《市が実施する業務》

〇ハローワークと連携して市内企業を訪問し、就労状況や企業動向などの情報交換を通して、ハローワーク、市、企業の連携を構築していく。

〇ハローワークと連携して市内高校を訪問し、就職講座や合同企業説明会等を実施することで市内の魅力的な企業や地元で働くことのよさを伝える。

《労働局が実施する業務》

〇市と連携して市内企業を訪問し、就労状況や企業動向などの情報交換を通して、ハローワーク、市、企業の連携を構築していく。

〇市と連携して市内高校を訪問し、就職講座や合同企業説明会等を実施することで市内の魅力的な企業や地元で働くことのよさを伝える。

(3) ひきこもりの若者の就職支援

　　全国的に若年者のひきこもりと言われる人は、2019年の内閣府の調査によると、54万人いると推計されており、島田市においても多くのひきこもりの方が潜在していると推測される。また、ひきこもりの高年齢化も問題視されており、今後の市の経済発展に影響を及ぼすことも考えられるため、市と労働局が連携し、企業とのマッチングの機会を創出し、就労支援を行う。

《市が実施する業務》

〇市が主催する若者就労支援に関するセミナーや企業見学をハローワークや静岡地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）と協力して実施し、ひきこもり等の就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

〇ひきこもりやニートの若者に対してサポステにて、臨床心理士等による心理カウンセリングや職業的自立に向けた個別相談等を実施した後、ハローワークでの職業相談・紹介に繋ぐためのサポステとの連携を強化し、職業訓練のあっせん等を含めた就労支援を行う。

２　女性の就労機会の創出

我が国の女性の労働力率は、20歳代後半～30歳代にかけて低下しており、結婚・出産・子育てのために、やむを得ず離職する状況が見受けられる。出産等により、いったん離職すると、子育てが終わってからの就労は、パート・派遣労働が多く、正規社員として希望する仕事に就くことは、大変な状況となっている。また、ひとり親家庭等の父母においては、就労に向けての十分な準備ができないまま就労せざるを得ない場合が多いことから、非正規の不安定な就労形態が半数以上を占め、その収入は一般家庭の４割に満たない水準に留まっている。

　　このため、継続的な職業キャリア形成、子育て中の女性のニーズに対応した職業相談や求人確保等のきめ細やかな支援とともに、女性が働きやすい就業形態の環境整備や働き方の見直しの啓発、女性一人ひとりの能力開発に取り組むことが必要である。市と労働局が一体的に事業を実施することで、より充実したサービスを実現する。

(1) 働くことを希望する女性（子育て女性含む）に対する職業相談、地域の保育関連サービスの情報提供

《市が実施する業務》

〇労働局と連携して行う一体的実施事業において、子育て女性の就業支援を行うほか、必要に応じてセミナー等開催時の託児を行う。

〇ハローワークと連携し、子育てや働くことに対する不安の解消を目的としたセミナーや再就職を支援するセミナー等を開催する。

《労働局が実施する業務》

〇市と連携し、市役所内の子育て関係の相談窓口に職業紹介の窓口を併設し、子育て女性の就業支援を市と一体的に実施する。(一体的実施事業)

〇市と連携し、パート・アルバイト等の合同就職相談会を開催する。

(2) 子育て関連の各種手続きのワンストップ化

《市が実施する業務》

〇市役所新庁舎においても、職業紹介と子育て支援を一体的に対応できる窓口の運用を継続していくことから、施設整備面・運用面の詳細等について労働局と協議を行う。

《労働局が実施する業務》

〇市と連携し、仕事と子育ての両立支援等に取組む企業の情報や保育所・子　育て支援サービス等に関する情報提供を行う。

(3) ワークライフバランスの推進

《市が実施する業務》

〇女性が働きやすい職場環境整備のために企業主導型保育所等の設置を推進する。

《労働局が実施する業務》

〇両立支援等助成金活用の周知・啓発をする。

３　障害者の雇用対策の推進

　令和３年度のハローワーク島田（本所）における障害者の就職件数は、

12月末現在で50件と前年同期に比べ1件、2.0％減少となっている。内訳として、精神障害者の就職件数が22件と半数近くを占めている。

　また、ハローワーク島田管内の民間企業における令和３年６月１日現在の障害者実雇用率は2.31％と県平均の2.28％及び法定雇用率の2.3％を上回っており、雇用率達成企業割合も59.0％と県平均の51.9％を大きく上回り、企業の障害者雇用に対する理解とコンプライアンスや企業の社会的責任の意識が高まっていることがうかがえる。

令和３年３月１日には民間企業の法定雇用率は2.3％に引き上げとなったことから、尚一層の障害者雇用の促進を図ることが必要である。

企業における障害者に対する理解と雇用を促進するため、採用を考えている企業と障害がある求職者のマッチングを行う「島田方式」は、厚生労働省において「島田方式」をモデルとした「企業向けチーム支援」として全国のハローワークで事業を実施することとなり、今後も関係機関と連携したチーム支援により、一人でも多くの障害がある方々に雇用の場を提供するとともに、企業の法定雇用率達成を図る。

《市が実施する業務》

〇ハローワーク及び島田市地域自立支援協議会と連携し、市内企業と障害者支援者との情報交換の場を設け、マッチング機会を創出する。

〇ハローワークと連携し、障害者の就労体験の機会を創出する。

〇市内障害福祉事業所や各種障害者支援機関、特別支援学校等の連携を強化し、障害者の就労を効果的に支援する体制を整備する。

《労働局が実施する業務》

〇企業向けに障害者雇用に関する助成金制度等のセミナーを開催する。

〇市と連携し、障害者就職面接会等を開催する。

〇市と連携し「企業向けチーム支援」を実践・周知する。

４　高年齢者の雇用対策の推進

　　少子・高齢化が急速に進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、公的年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられ、働く意欲と能力を有する高年齢者が活躍できる社会の実現が必要になってきている。令和３年４月からは改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳までの雇用確保（義務）に加え70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったため、70歳までの就業を確保するため、高年齢者雇用確保措置の着実な実施を図るとともに、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには多様な就業機会の確保など、高年齢者に対する就職促進の取組を市と労働局が連携して実施する。また、元気で活動的な高年齢者が社会を支える存在として、その能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らしていけるよう、これまでの人生で培った知識・経験・技能を生かした就業の機会を提供することを目指す。

《市が実施する業務》

〇改正高年齢者雇用安定法に基づき、高年齢者の「働くこと」を通しての社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいづくりを目的として活動する公益社団法人島田市シルバー人材センターの活動を支援する。

〇起業等に関するセミナーを産業支援センター「おびサポ」で開催する。

〇ハローワークと連携し、退職したがまだ働きたいと考えている高年齢者と企業の出会う場を創出するセミナーや相談会を開催する。

《労働局が実施する業務》

〇改正高年齢者雇用安定法の周知・啓発を実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらには70歳まで働き続けることができる制度の導入促進など、事業主に対する高年齢者雇用確保措置の実施及び、就業機会の確保に取り組む。

〇65歳を超えた高年齢者を含めた高年齢者の再就職支援の充実のため、「生涯現役支援窓口」を活用したきめ細やかな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金制度の活用法についてのセミナーや定期的な就職相談会の開催を実施する。

５　生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中で、悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、また、生活保護受給世帯数も微増する傾向にあることから、市と労働局、ハローワークが連携を図り、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等により、就労・生活支援事業等の雇用対策に迅速かつ効果的に取り組むことにより、一人でも多くの者が就労し、自立した社会生活を送ることができるよう支援する。

《市が実施する業務》

〇生活困窮者自立相談支援事業を実施し、ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題への支援を行う。

〇住居確保給付金の支給により、離職者等が就職活動で必要な住居の確保を行う。

〇就労準備支援センターを開設し、直ちに就労が困難な方への自立支援の訓練、就労体験を行う。

○生活保護受給者に対する就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

〇市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」により意欲・能力が向上した支援対象者及び「被保護者就労支援事業」の対象者等に対し、ハローワークは、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練のあっせん等の支援を行う。

６　新たな外国人労働者の受け入れに向けた連携の強化

恒常的な人手不足のなか、新たな在留資格による外国人労働者の受け入れに向け、地域における安定した就労を促進するため、外国人が暮らしやすく働きやすい環境を整備していくことが非常に重要となる。市が実施する生活支援と労働局が実施する就労支援を一体的に実施することにより、外国人が安心して暮らせる環境を整備する。

《市が実施する業務》

　○外国人の行政手続き等に対応できるよう環境を整備する。

　○外国人が生活の支障となる言語の壁を早急に解消できるよう、国際交流協会と連携し日本語教室の開催を支援する。

　〇子育てコンシェルジュが、子育て中の外国人や転入された方などを対象に、島田市の子育て支援情報の紹介や相談ができる個別相談会を開催する。

　○労働局が開催する説明会や「外国人就労・定着支援研修」等の周知を行う。

　○外国人労働者が安心して暮らせるよう、多言語による相談窓口の開設や、地域社会の一員として受け入れられる環境の整備を検討する。

《労働局が実施する業務》

　○外国人労働者の適正な雇用管理のための事業所訪問等指導を実施する。

　○外国人の雇用に理解のある求人を開拓する際には、求められる日本語能力等について併せて把握を行う。

　○労働局が県内各地で実施している「外国人就労・定着支援研修」による支援を行う。

　〇定住外国人に対して、通訳を活用した職業相談や、安定的な就職及び職場定着支援を実施する。また、ハローワーク多言語コンタクトセンター（13か国語に対応）や多言語音声翻訳機の活用による支援も実施する。

７　市内企業の人材確保

　　ハローワーク島田管内における有効求人倍率は、平成27年10月以降、７年７か月ぶりに１倍台を回復し、その後も１倍台で堅調に推移してきたが、新型コロナウィルス感染症感染拡大防止の緊急事態宣言を機に、令和２年５月に１倍を下回り、８月には0.71倍まで下がった。宣言解除後は徐々に求人が再開され、令和３年７月には１倍まで回復し、その後は１倍を保っている。

新規求人数も、令和３年度は９月を除いて対前年比で上回り、回復傾向は見られるものの、コロナ前の求人数には及ばず、市内企業における雇用状況は、依然として先行きの不透明感から以前に増して厳しい状況が続いている。

　コロナ禍による離職者や先行きを不安視している在職中の求職者が増加している中で、管内の求職者の５割近くが高年齢者であること、子育て中の女性が長期でキャリア形成できる環境を求めていることなど管内求職者の傾向・意識を認識した上で、人材を確保することが重要である。その認識があっての地域の持続的発展であり、それに対し、市と労働局は連携し、人材確保だけでなく、販売拡大などによる既存企業の活性化や企業支援を推進していく。

《市が実施する業務》

〇産業支援センター「おびサポ」のメールマガジンで、企業向けのセミナーや助成制度などの情報を発信する。

〇産業支援センター「おびサポ」において、企業の経営相談、起業支援を実施する。

〇令和３年度中に構築した島田市産業ポータルサイトの運用を開始し、集約した企業情報を魅力的に発信していく。

〇働き方改革への取組として、テレワークの導入やICT（情報通信技術）を活用した事業を推進する。

〇市と労働局が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

《労働局が実施する業務》

〇市内企業の求人情報、雇用に関する情報等を求職者に提供する。

〇市と連携して企業向けの雇用に関するセミナーを開催する。

〇労働局と市が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する

**第３　雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標（令和４年度）**

１　若年者の就労支援

・事業に関わった大学生等の市内への就職者数　　　 20人

・高校生の就職率　　　　　　　　　　　　　　　　 99.5％

　　・ひきこもり支援による就職者数　　　　　　　　　　 ４人

２　女性の就労機会の創出

　　・事業参加者総数（合同説明会、セミナー等）　　 123人

　　・一体的実施事業における就職者数　　　　　　　　 120人

３　障害者の雇用対策の推進

　　・障害者の就労件数 就職件数 100件

（福祉的就労件数含）

４　高年齢者の雇用対策の推進

　　・高年齢者の就職件数（60歳以上の就職件数） 400件

５　生活困窮者等の就労支援

　　・就職者数　　　　　 　　　　　　 　37人

６　外国人の就労支援

　　・日本語教室開講数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　43回

７　市内企業の雇用確保

　　・雇用に関する情報発信　　　　　　　　　 　２回／月

**雇用対策協定に基づく取組に関する実績（令和３年度）**

**（令和４年３月末現在）**

１　若年者の就労支援

・事業に関わった大学生等の市内への就職者数　 　　　　　　18人

・高校生の就職率　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 98.9％

　　・ひきこもり支援による就職者数　　　　　　　　 　４人

２　女性の就労機会の創出

　　・事業参加者総数（合同説明会、セミナー等）　 　　　　　106人

　　・一体的実施事業における就職者数　　　　　　　 　　　　　132人

３　障害者の雇用対策の推進

　　・障害者の就労件数 　　　　　就職件数109件

（福祉的就労件数含）　　　　　　　　　　　（うち福祉的就労34件）

４　高年齢者の雇用対策の推進

　　・高年齢者の就職件数（60歳以上の就職件数・パートを含む） 392件

５　生活困窮者等の就労支援

　　・就職者数　　　　　 　　　　　　 43人

６　外国人の就労支援

　　・日本語教室開講数　　　　　　　　　　　　　　　 43回

７　市内企業の雇用確保

　　・雇用に関する情報発信　　　　　　　　　　 　 １回／月